

国民年金保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の免除等の申請ができます

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難なときには、国民年金保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請を行い、日本年金機構で前年所得などを審査して、承認を受けると、保険料の納付が免除、または猶予されます。

平成27年度申請の受付は7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査が行われます。

保険料が納め忘れの状態で、万一、障害や死亡といった不慮の

※障害基礎年金は、保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上あることが受給条件です。未納や滞納期間の割合が多くなると、いざという時に障害年金も受給できなくなることがあります。

※遺族基礎年金はこれまで、死亡した人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されていましたが、「子のある夫」にも支給されるようになりました。

※免除承認期間は、年金の受給資格期間に算入され、また保険料を追納されない場合も免除の割合に応じた額が、老齢年金の受給金額に反映されます。



事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金※が受け取れなくなる場合があります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間がある人なども早めに相談ください。

申請日より2年1か月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。

■問い合わせ

佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係

☎ 31-4191
☎ 75-2159

■問い合わせ

情報課 情報推進係 ☎75-2114

マイナちゃんのマイナンバー解説(3)

～マイナンバーは自由に使っているの？個人情報の管理は安全なの？～

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。

法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不当に提供したりすると、厳しい処罰の対象になります。

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとり
お届けします！



■個人情報の安心・安全を確保します！

マイナンバーの安心・安全な利用のために、制度とシステムの両方から個人情報を保護する措置を講じています

制度面の保護措置

法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止されます。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置

個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間の情報連携は、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信の暗号化を行うなどの安全対策を講じています。

■自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認できるようになります

マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているか、ご自身で記録を確認できる手段として、平成29年1月から「情報提供等記録開示システム」が稼働する予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる機能などが入る予定です。